

一般競争入札募集要領

1 一般競争入札に付する物

(1) 売却物件（伐採木）

引渡し場所：福井市問屋2丁目54 問屋公園内

搬出完了期限：引渡し後 14日以内

樹種	長さ(m)	材積(m ³)	重量(t)	備考
雑木	4.1	176.9	141.5	伐採齢：30年 伐採時期：令和4年7～8月
針葉樹	4.1	2.5	2.0	
合計		179.4	143.5	伐採場所：福井市寮町

最低売却価格：344,000円（税抜き）

2 入札者の資格

個人及び法人とします。

ただし、次に掲げる者は入札者となることができません。

- (1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
- (2) 福井市暴力団排除条例（平成23年福井市条例第22号）第2条第1号に規定する暴力団（以下「暴力団」という）同条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という）及び暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者
- (3) 次のいずれかに該当する者でそれぞれに規定する事実があった日から3年を経過しないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札の代理人として使用する者
 - ア 福井市の競争入札において、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - イ 福井市の競争入札における落札者に対して福井市との契約の締結を妨げた者又は福井市との契約をした者に対して当該契約の履行を妨げた者
 - ウ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり、福井市の職員の職務の執行を妨げた者
 - エ 正当な理由がなく、福井市との契約を履行しなかった者
 - オ アからエまでのいずれかに該当する者を福井市との契約の締結又は履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

3 入札の参加申込みに関する事項

(1)次に掲げる書類を市のホームページにて公表します。

- ア 一般競争入札参加申込書
- イ 一般競争入札募集要領（本要領）

(2) 公表の期間

公告の日から令和4年10月6日（木）までとします。

(3) 申込受付に必要な書類

- ア 一般競争入札参加申込書
- イ 個人にあつては、住民票（発行後3か月以内のもの）
- ウ 法人にあつては、登記事項証明書（発行後3か月以内のもの）
- エ 搬出計画書

(4) 受付の方法

持参のみとします。

(5) 受付の期間

令和4年9月22日（木）から10月6日（木）までとします。ただし、福井市の
休日を定める条例第1条に規定する市の休日は除きます。

(6) 受付の時間

午前8時30分から午後5時15分までとします。

(7) 受付の場所

福井市寮町50号41番地
福井市クリーンセンター管理棟3階
福井市市民生活部新クリーンセンター建設事務所

4 入札保証金

(1) 納付

入札に参加しようとする者は、福井市指定の納入通知書により入札前に1に掲げる
物件（以下「売却物件」という。）に係る入札保証金として、入札金額の100分の
5以上の額に相当する金額を納付しなければなりません。

(2) 還付

ア 入札保証金は、落札者を除き、入札の終了後、入札保証金還付請求書の提出を受
けて還付します。

イ 落札者の入札保証金は、売買契約を締結したときに、契約保証金の全部又は一部
に充当します。

ウ 入札保証金には、利息を付しません。

5 入札及び開札執行の場所及び日時

- (1) 場所 福井市寮町50号41番地
福井市クリーンセンター管理棟3階 応接室
- (2) 日時 令和4年10月13日(木) 午前10時から
- (3) 開札 入札の締切後、直ちに開札します。

6 入札における注意事項

- (1) 入札書に記入する契約希望金額は、課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税及び地方消費税抜きの金額を記載してください。契約書に記載する契約金額は、落札金額に税率10パーセントの消費税及び地方消費税を加えた金額とします（消費税及び地方消費税の額に1円未満の端数があるときは切捨てた額とします）。
- (2) 入札に参加しようとする者本人及び委任を受けた代理人のみが入札に参加できます。代理人が入札に参加する場合は、入札に参加しようとする者の委任状を入札前に提出しなければなりません。
- (3) 入札書には、入札金額及び入札者の住所・氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地・名称・代表者の氏名）を記入のうえ、押印してください。
- (4) 代理人が入札をする場合は、入札書に入札者の住所・氏名を記入するとともに、代理人の氏名を記入のうえ、押印してください。代理人印については、委任状に使用したものと同一のものを押印してください。
- (5) 入札後、入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできません。
- (6) 入札後、入札者及び共有予定者を変更することはできません。

7 入札の無効

次に掲げる入札は無効とします。

- (1) 入札に参加する資格のない者のした入札
- (2) 所定の日時まで所定の入札保証金を納付しない者又は入札保証金が不足する者のした入札
- (3) 同一事項に対して同一の者が2以上の入札をした入札
- (4) 入札者が他人の代理人を兼ね、又は代理人が2以上の者の代理をした者の入札
- (5) 総額で入札すべき入札価格を単価で記入した者の入札
- (6) 入札に関し、不正の行為があった者の入札

- (7) 郵便、ファクシミリ又は電子メールによる入札
- (8) 入札金額その他必要事項の記入及び押印のない入札
- (9) 入札金額を訂正した入札
- (10) 記載事項の誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (11) 最低売却価格に達しない価格が記入された入札

8 落札者の決定

- (1) 落札者は、福井市の最低売却価格以上で最高の価格をもって有効な入札した者となります。ただし、当該最高の価格で入札をした者が2以上あるときは、直ちにくじによって落札者を決定します。この場合において、同価格の入札をした者は、くじ引きを辞退することはできません。
- (2) 落札結果については、落札者に決定した者の金額を福井市ホームページ上で公表します。

9 売買契約の締結、売買代金の納付方法

(1) 売買契約の締結等

ア 落札者は、令和4年10月20日(木)までに売買契約を締結し、同時に福井市指定の納入通知書により売買代金の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければなりません。

イ 落札者が売買契約を履行しない場合は、契約保証金は、福井市に帰属することとなります。

ウ 契約保証金には、利息を付しません。

エ 落札者は、売買代金の納付が完了するまで、契約に係る一切の権利義務を落札者以外の者に譲渡することはできません。

(2) 売買代金の納付方法

ア 落札者は、福井市指定の納入通知書により、売買代金から契約保証金を除いた金額を一括して、指定する日までに納付しなければなりません。

イ 売買代金から契約保証金を除いた金額の納付が完了した場合は、契約保証金は、売買代金に充当します。

10 落札者が売買契約を締結しない場合の取扱い

落札者が指定の期日までに売買契約を締結しない場合は、その落札は無効とし、入札保証金は、福井市に帰属することとなります。

1.1 契約物件の引渡し等

- (1) 契約物件の所有権は、売買代金の納付が完了した時点で落札者に移転し、同時に契約物件を現状のまま引き渡すものとします。
- (2) 契約物件の引渡し等に伴う一切の負担は、落札者の負担とします。
- (3) 引渡し期限までに引取りを行わない場合は、福井市は契約を解除できるものとします。
- (4) 契約物件の搬出が完了したときは、書面により届け出て職員による実地検査を受けるものとします。

1.2 その他

- (1) 本入札に参加を希望される者は、事前に担当者と下見日時を協議の上、必ず下見において現場確認をし、契約物件の数量、品質規格及び積込運搬等について確認をしなければなりません。ただし、都合により下見を行わない場合でも、入札に参加はできますが、その場合は入札の対象となる物件に関するすべての事項を了承したものと見なします。また木材の引渡し場所は新ごみ処理施設整備に係る敷地造成工事の土砂仮置き場としても使用しているため、現場確認の際は職員が同行するので、必ず事前に連絡が必要です。入札に関する問合せは、メールにて受け付けます。

ア 下見及び問合せの期間

令和4年9月22日(木)から10月6日(木)までとします。ただし、福井市の休日を定める条例第1条に規定する市の休日は除きます。

イ 下見の時間

9時00分から16時00分までとします。

ウ 下見に関する連絡先及び入札に関する問合せ先

福井市寮町50号41番地

福井市クリーンセンター管理棟3階

福井市市民生活部新クリーンセンター建設事務所

電話 0776-97-6407

メールアドレス n-clean@city.fukui.lg.jp

- (2) 引渡し場所は、新ごみ処理施設整備に係る敷地造成工事の土砂仮置き場としても使用しているため、運搬車両に木材を積み込む際には、事前に工事の受注者と調整が必要です。また、周辺の構造物や車両等に注意して搬出して下さい。あわせて、搬出後は、木のくず等の清掃をして下さい。引渡し場所での作業は、搬出作業以外出来ませ

ん。福井市は木材の搬出により生じた第三者からの苦情については、一切の責任を負わないものとします。

(3) 伐採届の写しをお渡しします。

(4) 売払物件の重量は、伐採木を一部抽出して4 tトラックに載せ重量を計測し、その空隙を含めた体積も計測して単位体積当たりの重量を求め、その後全体の空隙を含めた体積から求めた単位体積当たりの重量を割り返した方法で算出しています。また、(空隙を含まない)体積はカタログ等の単位重量を参考に計算により算出しています。そのため、乾燥等により減量となっている可能性があること及び土砂等の付着物込みの数量となっている可能性があること等から、当該数量の受渡しを保証するものではありません。

(5) 前各項に定めるもののほか、この入札に関し必要な事項は、福井市財務会計規則(昭和39年福井市規則第11号)の定めるところによるものとします。